

## 義務付け措置等に関するQ & A

### Q1 ハートビル法に基づく是正命令と建築基準法に基づく命令との関係について

Q 利用円滑化基準に適合していない場合の建築基準法及びハートビル法上の扱いについて教えてください。

A ハートビル法の利用円滑化基準を建築確認対象法令とすることにより、同基準への適合性について建築基準法第6条の建築確認又は第7条の完了検査等を受けていない場合には、同法第9条の規定に基づき、第6条等の規定に従うよう施工停止等の命令の対象となります。他方、建築基準法第9条の規定に基づく是正命令は建築基準法に基づく規定への違反に限り行うことができ、利用円滑化基準に適合していない場合の是正命令については、ハートビル法第4条の規定に基づき行う必要があります。

### Q2 条例による用途の追加方法等について

Q 条例で色々できる仕組みになっているようですが、できないこともあるのでしょうか。

A 条例では 義務付け対象用途に政令上特別特定建築物に含まれていない特定建築物用途(学校等)を追加すること 義務付け対象規模を政令の規模(2000㎡)未満に設定すること 特定施設の構造及び配置に関する基準を付加することが可能です。ただし、特定建築物用途以外の用途(倉庫、一戸建て住宅等)を義務付け対象とすることや特定施設以外の施設に係る制限等特定施設と無関係な制限の付加はできません。なお、特定建築物を特別特定建築物に追加する際に規模を限定(5000㎡以上の学校等)することは可能です。

### Q3 性風俗関連施設の取扱いについて

Q 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に係る施設は令第1条第15号の特定建築物に含まれるのでしょうか。

A 性風俗関連特殊営業に係る施設は特定建築物に含まれません。そのため、努力義務も課せられておりません。

### Q4 努力義務の場合に適用される基準について

Q 法第5条第1項に基づく努力義務のみが課せられる建築物(学校や共同住宅など)についてはどのように利用円滑化基準は適用されるのでしょうか。

A 特別特定建築物以外の特定建築物を建築しようとする場合は、条例で特別特定建築物に追加された場合に適用される基準に適合するよう努める必要があります。そのため、第16条の規定により、「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、身体障害者等が利用する」とあるのを「多数の者が利用する」と、「特別特定建築物」とあるのを「特定建築物」と読み替えた基準への適合に努めていただくこととなります。

### Q5 複合用途等の場合の基準適合義務の取扱いについて

Q 特別特定建築物の2000㎡以上の建築等は義務付け対象となるようですが、複合施設についてはどう判断するのでしょうか。各特別特定建築物が2000㎡以上なのか、又は特別特定建築物の合計が2000㎡以上とするのでしょうか。

A 特別特定建築物の用に供される部分のうち、2000㎡以上の用途部分について適合義務が

発生します。例えば、1000 m<sup>2</sup>の物販店舗と3000 m<sup>2</sup>の劇場からなる複合建築物の場合、劇場部分について適合義務が発生します。また、条例で義務付け対象規模の引き下げられた用途については当該用途の用に供する部分が条例で設定された規模以上か否かで判断することになります。

#### Q 6 増改築の場合の基準適合義務の適用範囲について

- Q 増改築部分以外の部分の各階便所についてはどのように利用円滑化基準は適用されるのでしょうか。(例えば、10階建ての百貨店の1～3階部分について2,000 m<sup>2</sup>の増築を行った場合、百貨店のすべての階の利用者用便所も改修しなければならないのでしょうか。)
- A 増築部分からの一の経路が基準を満たす車いす使用者用便房を一つ整備すればOKです。なお、当該車いす使用者用便房は増築部分又はそれ以外の部分のいずれにあってもよいこととなっています。

#### Q 7 点状・線状ブレイク等の敷設などの適用について(利用円滑化基準)

- Q 点状・線状ブレイク等の敷設や音声等による案内・誘導はすべての用途で対応する必要がありますのでしょうか。
- A 点状ブレイク等の敷設などの措置は不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する部分に適用を限定しております。(令第7条第二号、第8条第五号、第9条第四号、第13条第2項第五号、第14条第1項、第14条第2項第二号口も同様。)したがって、特別特定建築物の中でも通常の老人ホーム等には適用されず、自動車教習所など特定の者が利用し、かつ、主として視覚障害者が利用する部分を有しない建築物が条例で義務付け対象用途に追加されたとしても適用されません。

#### Q 8 便所・駐車場関連基準の適用について(利用円滑化基準)

- Q 通常便所や駐車場を設けないような建築物でも、車いす使用者用便房・駐車施設の設置を求められることとなるのですか。(令第10条、第12条関係)
- A 車いす使用者用便房・駐車施設に関する基準が適用されるのは、建築物に不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、身体障害者等が利用する便所・駐車場を設ける場合に限られます。

#### Q 9 廊下等の基準について(利用円滑化基準)

- Q 利用円滑化経路上の廊下等に求められる「車いすの転回に支障がない場所」とは具体的にどのような場所をいうのですか。(令第13条第2項第三号口関係)
- A 具体的には車いすの車輪中央を中心に180°回転が可能となる幅140cm、奥行き170cm程度のスペースや360°回転が可能となる150cm角の部分、さらには、十字・T字の交差点部も含まれます。

#### Q 10 昇降機のかご内の表示装置について(利用円滑化基準)

- Q 利用円滑化経路上の昇降機のかご内に設置が求められる「かごが停止する予定の階を表示する装置」は、行き先階登録ボタンの応答灯を整備すれば足りるのですか。(令第13条第2項第五号へ関係)
- A 当該規定はかご内の者が自らの目的階にかごが停止するようボタンを押す必要があるか確認できるようにすることが目的であり、ご指摘のような応答灯で利用円滑化基準を満たす

たすものと考えられます。

#### Q11 昇降機のかごの床面積について（利用円滑化基準）

- Q** 利用円滑化経路上の昇降機の1以上のかごの床面積を1.83㎡以上とすることや音声装置等を設けることは、条例により特別特定建築物に追加された共同住宅などにおいても適用されるのでしょうか。（令第13条第2項第五号チ、リ関係）
- A** 令第13条第2項第五号チ（かご床面積1.83㎡以上等）の基準は「不特定かつ多数の者が利用する建築物（2,000㎡以上）」の場合に限られます。また、同号リの基準（音声案内、操作盤の点字表示）は「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する昇降機及び乗降口ビー」に限られます。したがって共同住宅などには適用されません。